

母子父子寡婦福祉資金について

あ ら ま し

母子父子寡婦福祉資金は、母子家庭および父子家庭ならびに寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のために貸付ける資金です。

貸付けを受けることができる方

母子福祉資金 父子福祉資金	ア	・ 20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子（母子家庭の母） ・ 20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子（父子家庭の父）
	イ	アが扶養している 20 歳未満の子等
	ウ	アが扶養している 20 歳以上の子等
	エ	20 歳未満の父母のいない児童
寡婦福祉資金	オ	・ かつて配偶者のない女子として 20 歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない女子（寡婦） ・ 40 歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外のもの
	カ	オが扶養している子等

※配偶者のない女子（男子）とは、配偶者と死別や離婚等をしたものであって現に婚姻していないもの等をいいます。

母子父子寡婦福祉資金の種類

貸付金の種類	借受人	貸付対象となる資金	貸付限度額 (円)	据置期間 償還期限	利子
事業開始資金	ア・オ	ア・オが事業を開始する際に必要な事業設備費、材料購入費等	3, 580, 000 〔団体 5, 370, 000〕	貸付後 1 年 据置期間の 経過後 7 年	据置期間中は無利子 ／ 償還期間中、保証人を立てる場合は無利子・保証人を立てない場合は年 1. 0%
事業継続資金	ア・オ	ア・オが現在営んでいる事業を継続するための運転資金や拡張資金	1, 790, 000	貸付後 6 か月 据置期間の 経過後 7 年	
技能習得資金	ア・オ	ア・オが事業開始や就職のために必要な知識技能を習得するために必要な授業料、材料費等の資金	月額 68, 000 〔特別 一括 816, 000 運転免許 460, 000〕	習得期間後 1 年 据置期間の 経過後 20 年	
医療介護資金	ア・オ	① ア・イ・オが医療を受けるのに必要な資金の自己負担分 ② ア・オが介護を受けるのに必要な資金の自己負担分、介護保険料	① 340, 000 〔特別 480, 000〕 ② 500, 000	期間後 6 か月 据置期間の 経過後 5 年	
生活資金	ア・オ	① ア・オの技能習得期間中 ② ア・オが医療・介護を受けている期間中 ③ ア・オが失業中 ④ アがひとり親となって 7 年未満 ⑤ ア（児童扶養手当不支給）の所得が激減した場合 の生活維持費	① 月額 141, 000 ②③④ 月額 114, 000 【注 1】 ⑤児童扶養手当相当額	期間後 6 か月 据置期間の 経過後 ① 20 年 ②③ 5 年 ④ 8 年 ⑤ 10 年	
住宅資金	ア・オ	① ア・オが現在住んでいる住宅の増改築や補修のための資金 ② ア・オが自ら居住する住宅の建設や購入のための資金	①②1, 500, 000 〔特別 2, 000, 000〕	貸付後 6 か月 据置期間経過後 6 年 〔特別 7 年〕	
転宅資金	ア・オ	ア・オの賃貸住宅への入居に必要な敷金や前家賃等、引越費用	260, 000	貸付後 6 か月 据置期間の 経過後 3 年	
結婚資金	ア・オ	イ・ウ・カが婚姻するのに必要な資金	330, 000	貸付後 6 か月 据置期間の 経過後 5 年	

貸付金の種類	借受人	貸付対象となる資金	貸付限度額 (円)	据置期間 償還期限	利子
修学資金	ア～カ	イ・ウ・エ・カの高等学校、大学、大学院、専修学校での修学に必要な資金	(別表参照)	修学終了後 6 か月 据置期間の 経過後 20 年 【注 2】	無利子 (保証人必要)
修業資金	ア～カ	イ・ウ・エ・カが事業開始や就職のために必要な知識技能を習得するために必要な授業料、材料費等の資金	月額 68, 000 〔特別 460, 000〕 【注 3】	習得期間後 1 年 据置期間の 経過後 20 年	
就職支度資金	ア～オ	ア・イ・エ・オが就職する際に必要な被服、履物等の購入資金	110, 000 〔特別 340, 000〕	貸付後 1 年 据置期間の 経過後 6 年	
就学支度資金	ア～カ	① イ・エが小中学校へ入学する際に必要な資金 ② イ・ウ・エ・カが高等学校、大学、大学院、専修学校へ入学する際に必要な資金 ③ イ・ウ・エ・カが修業施設へ入所する際に必要な資金	(別表参照)	期間後 6 か月 【注 4】 ①②据置期間の 経過後 20 年 【注 2】 ③据置期間の 経過後 5 年	

【備考】特別貸付の適用基準

- (1) 技能習得資金 入学時等に必要な金額が貸付限度額を超える場合または自動車運転免許を取得する場合
- (2) 医療介護資金 非課税世帯
- (3) 住宅資金 災害等で特に必要と認められる場合・老朽等により増改築を行う場合
- (4) 修業資金 自動車運転免許を取得する場合
- (5) 就職支度資金 就職先への通勤のために自動車が必要であると認められる場合

【注 1】 借受人が生計中心者でない場合、貸付限度額は「月 76, 000 円」

【注 2】 専修学校の一般課程の場合、償還期限は「据置期間経過後 5 年」

【注 3】 修業中の児童の年齢到達を理由に児童扶養手当が不支給になった場合、児童扶養手当相当額を加算

【注 4】 ①の場合の償還期間は「イが中学校卒業後 6 か月」

貸付申請について

- ・事前相談が必要です。申請から貸付けまで 1 か月程度必要です。
- ・申請の際には、申請者（借受人となる方）、連帯保証人及び連帯借受人の面接が必要です。
- ・連帯保証人（親族の方）が必要です。
- ・修学資金等は、修学する児童（子）が連帯借受人となる必要があります。
- ・借受人、連帯保証人には要件があり、家庭状況（資産、負債、滞納の有無等）や収支状況をお伺いします。
- ・資金ごとに貸付要件があり、申請の際には、戸籍謄本等が必要となります。
- ・継続して貸付ける修学資金等は、四半期ごと（5 月、8 月、11 月、2 月）に口座振込をします。
- ・他の貸付制度等との併用の制限があります。
- ・修学資金等は、対象経費の納付状況により貸付期間を調整します。

貸付金の償還（返還）

- (1)償還方法 … 月賦、半年賦、年賦、一括払いのいずれか
- (2)違約金 … 約束した償還期日に支払わなかった償還元利金額に対し、年 3%の割合で期間に応じて発生

【手続・お問い合わせ】

一宮市 子ども家庭相談課 母子・父子自立支援員 電話 0586-28-9133

別表(就学支度資金貸付限度額表)				(単位：円)		
就学支度資金	(ア)小学校			64,300		
	(イ)中学校			81,000		
	(ウ)高等学校、専修学校（高等課程）	国公立	自 宅	150,000		
			自 宅 外	160,000		
		私 立	自 宅	410,000		
			自 宅 外	420,000		
	(エ)大学、短期大学、大学院、 高等専門学校、専修学校（専門課程）	国公立	自 宅	420,000		
			自 宅 外	430,000		
		私 立	自 宅	580,000		
			自 宅 外	590,000		
	(オ)専修学校（一般課程）			自 宅	150,000	
				自 宅 外	160,000	
(カ)修業施設	中学卒業者	(ウ)の国公立又は(オ)に準ずる。				
	高等学校卒業者	自 宅	272,000			
		自 宅 外	282,000			
※新制度による支援が受けられる場合 ＝(上記貸付限度額)－(新制度による授業料等の減免額)－(給付型奨学金の給付額)						

別表(修学資金貸付限度額表 年収900万円以下) (単位：円)

				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
修学資金	高等学校、 専修学校（高等課程）	国公立	自 宅	27,000	27,000	27,000			
			自 宅外	34,500	34,500	34,500			
		私 立	自 宅	45,000	45,000	45,000			
			自 宅外	52,500	52,500	52,500			
	高等専門学校	国公立	自 宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	
			自 宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
		私 立	自 宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	
			自 宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000	
	短期大学	国公立	自 宅	67,500	67,500				
			自 宅外	96,500	96,500				
		私 立	自 宅	93,500	93,500				
			自 宅外	131,000	131,000				
	専修学校（専門課程）	国公立	自 宅	67,500	67,500	67,500	67,500		
			自 宅外	78,000	78,000	78,000	78,000		
		私 立	自 宅	89,000	89,000	89,000	89,000		
			自 宅外	126,500	126,500	126,500	126,500		
	大学	国公立	自 宅	71,000	71,000	71,000	71,000		
			自 宅外	108,500	108,500	108,500	108,500		
		私 立	自 宅	108,500	108,500	108,500	108,500		
			自 宅外	146,000	146,000	146,000	146,000		
	大学院（修士課程）				132,000	132,000			
	大学院（博士課程）				183,000	183,000	183,000		
	専修学校（一般課程）				54,000	54,000			
※新制度調整後限度額＝（上記貸付限度額）－（新制度による授業料等の減免額／12）－（給付型奨学金の給付月額）									

別表(修学資金貸付限度額表 年収 900 万円超)				(単位：円)					
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
修学資金	高等学校、 専修学校（高等課程）	公 立	自 宅	27,000	27,000	27,000			
			自 宅外	34,500	34,500	34,500			
		私 立	自 宅	45,000	45,000	45,000			
			自 宅外	52,500	52,500	52,500			
	高等専門学校	国公立	自 宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	
			自 宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
		私 立	自 宅	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000	
			自 宅外	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500	
	短期大学	国公立	自 宅	67,500	67,500				
			自 宅外	86,500	86,500				
		私 立	自 宅	86,500	86,500				
			自 宅外	110,500	110,500				
	専修学校（専門課程）	国公立	自 宅	67,500	67,500	67,500	67,500		
			自 宅外	77,500	77,500	77,500	77,500		
		私 立	自 宅	84,500	84,500	84,500	84,500		
			自 宅外	108,500	108,500	108,500	108,500		
	大学	国公立	自 宅	69,500	69,500	69,500	69,500		
			自 宅外	92,500	92,500	92,500	92,500		
		私 立	自 宅	95,000	95,000	95,000	95,000		
			自 宅外	121,000	121,000	121,000	121,000		
	大学院（修士課程）				132,000	132,000			
	大学院（博士課程）				183,000	183,000	183,000		
	専修学校（一般課程）				54,000	54,000			
※新制度調整後限度額＝(上記貸付限度額)－(新制度による授業料等の減免額／12)－(給付型奨学金の給付月額)									

- ◆ 修学中の児童の年齢到達を理由に児童扶養手当が不支給になった場合、
修学資金の貸付限度額は、児童扶養手当相当額を加算した金額となります。